第二十八条の四十に次の二項を加える。

２　推進機関は、前項各号に掲げる業務のほか、電気事業の広域的な運営の推進に資するため、電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金を交付することができる。

３　推進機関は、前二項に規定する業務の実施に当たつては、エネルギー政策基本法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に規定するエネルギー基本計画その他のエネルギーの需給に関する施策の内容について配慮しなければならない。

第二十八条の四十三中「第二十八条の四十第一号」を「第二十八条の四十第一項第一号」に改める。

第二章第七節第三款第九目中第二十八条の五十二を第二十八条の五十四とし、同款第八目中第二十八条の五十一を第二十八条の五十三とし、同款第七目中第二十八条の五十を第二十八条の五十二とし、第二十八条の四十九を第二十八条の五十とし、同条の次に次の一条を加える。

（区分経理）

第二十八条の五十一　推進機関は、次に掲げる業務に係る経理をそれぞれ区分して整理しなければならない。

一　広域系統整備交付金交付業務

二　第二十八条の四十第二項の規定に基づき行う業務

三　前二号に掲げる業務以外の業務

第二十八条の四十八を第二十八条の四十九とし、第二十八条の四十七を第二十八条の四十八とし、第二章第七節第三款第六目中第二十八条の四十六の次に次の一条を加える。

（広域系統整備計画）

第二十八条の四十七　推進機関は、広域系統整備交付金交付業務を実施するため、電気事業の広域的運営を推進するために特に必要な電線路その他の変電用、送電用及び配電用の電気工作物の整備及び更新に関する計画（以下この条及び第二十九条第二項において「広域系統整備計画」という。）を策定し、経済産業大臣に届け出なければならない。

２　広域系統整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　整備又は更新をしようとする電線路その他の経済産業省令で定める電気工作物

二　前号の電気工作物に係る整備又は更新の方法

三　第一号の電気工作物に係る整備又は更新に関する費用の概算額及びその負担の方法

四　その他経済産業省令で定める事項

３　推進機関は、第一項の規定による届出をした広域系統整備計画を変更するときは、あらかじめ、経済産業大臣に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をするときは、この限りでない。

４　経済産業大臣は、第一項又は前項本文の規定による届出のあつた広域系統整備計画が次の各号のいずれかに適合していないと認めるときは、推進機関に対し、相当の期限を定め、当該広域系統整備計画を変更すべきことを命ずることができる。

一　届出に係る電気工作物の整備又は更新をすることが電気の需給の状況及びその見通しに照らし必要かつ適切と認められること。

二　円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三　不当に差別的でないこと。

四　届出に係る費用の概算額の算定方法及びその負担の方法が経済産業省令で定める基準に適合すること。

５　推進機関は、第三項ただし書の経済産業省令で定める軽微な事項に係る変更をしたときは、遅滞なく、その変更をした広域系統整備計画を経済産業大臣に届け出なければならない。

第二十九条第二項中「及び」を「、広域系統整備計画及び」に改める。

第二章第七節第五款の款名を次のように改める。

第五款　災害等への対応

第三十一条の前に見出しとして「（供給命令等）」を付する。

第二章第七節第五款中第三十三条の次に次の二条を加える。

（災害時連携計画）

第三十三条の二　一般送配電事業者は、共同して、経済産業省令で定めるところにより、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の連携に関する計画（以下この条において「災害時連携計画」という。）を作成し、推進機関を経由して経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

２　災害時連携計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　一般送配電事業者相互の連絡に関する事項

二　一般送配電事業者による従業者及び電源車の派遣及び運用に関する事項

三　迅速な復旧に資する電気工作物の仕様の共通化に関する事項

四　その他経済産業省令で定める事項

３　推進機関は、第一項の規定により一般送配電事業者から災害時連携計画を受け取つたときは、送配電等業務指針及びその業務の実施を通じて得られた知見に照らして検討するとともに、意見があるときは当該意見を付して、速やかに、経済産業大臣に送付しなければならない。

４　経済産業大臣は、第一項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る災害時連携計画の内容が次の各号のいずれかに適合しないと認めるときは、その届出をした一般送配電事業者に対し、相当の期限を定め、その届出に係る災害時連携計画を変更すべきことを勧告することができる。

一　災害その他の事由による事故の発生により特定の供給区域における電気の供給に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合においてその供給区域における電気の安定供給を確保するために必要かつ適切なものであること。

二　その届出をした一般送配電事業者のうち特定の者について不当に差別的でないこと。

三　電気の使用者の利益又は一般送配電事業者から電気の供給を受ける者の利益を不当に害するおそれがないこと。

５　経済産業大臣は、一般送配電事業者が、正当な理由がなく、第一項の規定による届出に係る災害時連携計画を実施していないため、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、当該一般送配電事業者に対し、当該災害時連携計画を実施すべきことを勧告することができる。

（燃料調達の要請）

第三十三条の三　経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、発電の用に供する燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品であつて経済産業省令で定めるものに限る。）の調達が特に必要であり、かつ、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構以外の者による調達を困難とする特別の事情があると認めるときは、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構に対し、当該燃料の調達を要請することができる。

第二章第七節第六款中第三十四条を第三十四条の二とする。

第二章第七節第五款に次の一条を加える。

（情報の提供の求め等）

第三十四条　経済産業大臣は、電気の安定供給の確保に支障が生ずることにより、国民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事態への対処又は当該事態の発生の防止のため必要があると認める場合には、一般送配電事業者に対し、関係行政機関又は地方公共団体の長に対して必要な情報を提供することを求めることができる。

２　一般送配電事業者は、経済産業大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、速やかに、その求めに応じなければならない。

３　前項の場合には、当該一般送配電事業者については、第二十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。